

南陽市ラーメン大使設置要綱を次のように定める。

平成28年6月21日

南陽市長 白 岩 孝 夫

### 南陽市ラーメン大使設置要綱

(設置)

第1条 南陽市の強みの一つであるラーメンの魅力を広く市内外に紹介し、本市のラーメンのイメージアップ及びラーメンを主役にした魅力あるまちづくりを推進するため、南陽市ラーメン大使(以下「大使」という。)を設置する。

(対象)

第2条 大使は、ラーメンを愛し、市のラーメンの魅力及び情報を積極的に発信する活動ができるもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市にゆかりのある著名人
- (2) 市の出身者又は居住経験者
- (3) 市の魅力を紹介するキャラクター
- (4) その他市長が適していると認める者

(委嘱)

第3条 市長は、前条に規定するもののうちから、市を紹介する意欲を有するものを選任し、大使として委嘱する。

2 前項の委嘱は、委嘱状を交付して行う。

3 大使の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(活動等)

第4条 大使は、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 広く国内外に市のラーメンの魅力を紹介し、市のイメージアップを図ること。
- (2) インターネット等効果的と考えられる方法により、市のラーメンの魅力及び情報を発信すること。
- (3) 人脈やネットワークを活用し、市のラーメンの魅力及び情報を伝達すること。
- (4) 市が実施するイベントに参加し、宣伝をすること。
- (5) その他市長が必要と認める活動

(報酬等)

第5条 大使の報酬は、無報酬とする。ただし、前条に掲げる活動を行い、市長が必要と認めた場合は、予算の範囲内で謝礼金を支払うことができる。

2 市長は、大使の活動に資するため、次に掲げる物品を提供することができる。

- (1) 名刺
- (2) 市の広報誌及び観光パンフレット
- (3) その他大使の活動に関し必要と認めるもの  
(解嘱)

第6条 市長は、大使が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、これを解嘱することができる。

- (1) 第4条に掲げる活動を行うことができなくなったと認められるとき。
- (2) 大使本人から辞任の申出があったとき。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、大使を解嘱することができる。

(庶務)

第7条 大使に関する庶務は、みらい戦略課において処理する。

#### 附 則

この要綱は、告示の日から施行する。